

生計維持者について

生計維持者とは、あなたの学費や生活費を負担する人を指し、原則父母（2名）とします。

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、生計維持者は1名とします。

(1) 生計維持者を父又は母のいずれか（1名）とする主なケース

①父又は母と死別している場合

ただし、父又は母が再婚（事実婚を含む）し、あなたとその再婚相手が同一生計である場合は、生計維持者は父又は母とその再婚相手（2名）です。

②父母の離婚により、あなたが父又は母と別生計となっている場合

ただし、以下の場合は、生計維持者は2名となります。

- ・離婚した父又は母が再婚（事実婚を含む）し、あなたとその再婚相手が同一生計である場合は、生計維持者は父又は母とその再婚相手（2名）です。

③父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患のため、意思疎通ができない場合

(2) 生計維持者を父母以外（1名）とする主なケース

①父母と死別し、あなたが祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合

2名以上から経済的支援を受けている場合は、主たる支援者（1名）となります。

②父母が、生死不明、意識不明、精神疾患等により、意思疎通ができないため、あなたが祖父母・おじおば等の親族から経済的に支援を受けている場合

③あなたが結婚しており、父母ではなくあなたの配偶者の扶養に入っている場合

(3) あなた自身を生計維持者（1名）とする主なケース

①社会的養護を必要とし、18歳となるまで児童養護施設等に入所して（又は養育されて）いた場合

②父母と死別し（又は生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができず）、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を全く受けていない場合

③あなたが結婚しており、あなた自身の配偶者を扶養している場合

【注意】・生計維持者が1名（独立生計者を含む）であることについて、その事実関係が確認できる証明書を求める場合があります。

- ・社会的養護を必要とする人の場合には、そのことを証明する書類を提出してください。

※詳細は JASSO ホームページ「生計維持者について」を参照してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html